## ○赤磐市マスコットキャラクター「あかいわモモちゃん」使用取扱要綱

平成30年3月29日

告示第37号

改正 令和6年11月21日告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、赤磐市マスコットキャラクター「あかいわモモちゃん」(以下「あかいわ モモちゃん」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示においてあかいわモモちゃんとは、本市が著作権法(昭和45年法律第48号) 第61条第1項の規定により、著作者より著作権を譲り受け、商標法(昭和34年法律第12 7号)第3条第1項の規定により商標登録第5861381号として登録を行っている別図に 掲げるデザイン及び名称並びにこれらを展開したものとする。

(使用承諾申請)

- 第3条 あかいわモモちゃんを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ 赤磐市マスコットキャラクター使用承諾申請書(様式第1号)に、使用対象物件のデザインが 分かる書面等を添えて市長に申請しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
  - (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
  - (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
  - (3) 報道関係者が新聞、テレビ、雑誌等により報道目的で使用する場合
  - (4) その他市長が認めた場合

(使用承諾基準)

- 第4条 市長は、前条の規定による使用承諾申請があった場合、次の各号のいずれにも該当せず、本市のPRに寄与すると認めたときは、あかいわモモちゃんの使用を承諾するものとする。
  - (1) 本市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるもの
  - (2) あかいわモモちゃんのイメージを損なうおそれがあるもの
  - (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
  - (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるもの
  - (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるもの
  - (6) 正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるもの
  - (7) その他市長が不適当と認めるもの

(使用の決定)

第5条 市長は、第3条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、使用の可否を 赤磐市マスコットキャラクター使用決定通知書(様式第2号)により使用者に通知するものと する。

(使用の期間)

- 第6条 あかいわモモちゃんを使用できる期間は原則として1年以内とする。
- 2 前項の期間の満了後において、引き続きあかいわモモちゃんを使用しようとするときは、当 該期間の満了日までに第3条の規定による申請を行い、前条の規定による使用の決定を受けな ければならない。

(使用料)

第7条 使用料は、無料とする。

(遵守事項)

- 第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 承諾された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
  - (2) あかいわモモちゃんの使用に関する権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
  - (3) あかいわモモちゃんを自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。
  - (4) 原則として、「赤磐市マスコットキャラクター」及び「あかいわモモちゃん」と表記 すること。
  - (5) 別に定める「あかいわモモちゃんイラスト使用注意事項」に基づき正しく使用すること。
  - (6) 市長から要請があった場合は、あかいわモモちゃんの使用実態を報告すること。

(変更申請)

- 第9条 使用者は、承諾を受けた内容を変更しようとするときには、あらかじめ赤磐市マスコットキャラクター使用変更承諾申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときには、その内容を審査し、変更使用の可否を赤 磐市マスコットキャラクター使用変更決定通知書(様式第4号)により使用者に通知するもの とする。

(使用承諾の取消し)

第10条 市長は、使用者が第8条に規定する事項を遵守しなかったとき、又はその他この告示 に反したときは、使用承諾を取り消すことができる。この場合、使用者に損害が生じても、本 市は一切の責めを負わない。

(市の免責)

第11条 あかいわモモちゃんの使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた 損害に対して、本市は一切その責めを負わない。

## (損害賠償)

第12条 使用者は、あかいわモモちゃんの使用により本市に損害を与えたときは、その損害を 賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年11月21日告示第116号)

この告示は、公表の日から施行する。